



鳥取県公報

平成 21 年 7 月 31 日 (金)
第 8 1 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (491) (福祉保健課) 2
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (492) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (493) (〃) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (494) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (495) (〃) 3
	土地改良区の役員の就退任 (496) (東部総合事務所農林局) 3
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の代表者の変更 (境港水産事務所) 4
	駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部交通指導課) 5

告 示

鳥取県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、診療所を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
うつぶき歯科クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目2971-50	平成21年6月1日

鳥取県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
あけしまレディースクリニック	倉吉市幸町507-18	平成21年7月3日

鳥取県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
1 2 3 合同会社	西伯郡南部町倭205-7	1 2 3 合同会社	西伯郡南部町倭205-7	福祉用具貸与	平成21年7月1日
株式会社港タクシー	境港市元町123	港タクシーケアセンター指定訪問介護事業所	境港市上道町1903-4	訪問介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人佐々	西伯郡大山町	医療法人佐々木	西伯郡大山町田中	介護予防訪問介	平成21年6

木医院	田中1383	医院	646-1	護	月1日
123合同会社	西伯郡南部町 倭205-7	123合同会社	西伯郡南部町倭205 -7	介護予防福祉用 具貸与	平成21年7 月1日

鳥取県告示第494号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人中央 会 理事長 西田 正 人	介護老人保健施設 かわはら訪問リハ ビリテーション事 業所	鳥取市河原町稲常 463	平成21年7月23日	訪問リハビリテー ション

鳥取県告示第495号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人中央 会 理事長 西田 正 人	介護老人保健施設 かわはら訪問リハ ビリテーション事 業所	鳥取市河原町稲常 463	平成21年7月23日	介護予防訪問リハ ビリテーション

鳥取県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大口堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

退任した役員の氏名及び住所

理 事 高 見 則 夫 鳥取市蔵田245

" 三 輪 武 弘 鳥取市美和147

// 霜 田 充 鳥取市宮長97
 // 田 中 義 弘 鳥取市円通寺405
 // 岡 嶋 英 治 鳥取市八坂194
 // 廣 岡 進 鳥取市橋本47-3
 // 福 田 均 鳥取市馬場312-2
 // 西 村 育 雄 鳥取市国安87-4
 // 種 田 栄 二 鳥取市国安534-2
 // 西 尾 義 昭 鳥取市数津164
 // 中 尾 亨 鳥取市叶448
 // 鈴 木 猛 夫 鳥取市吉成一丁目2-13
 // 村 山 博 康 鳥取市雲山107-1
 // 山 下 貞 雄 鳥取市中大路127
 監 事 田 村 正 男 鳥取市馬場171-5
 // 倉 光 政 寿 鳥取市大覚寺23
 // 田 中 和 夫 鳥取市東大路89

平成21年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 高 見 則 夫 鳥取市蔵田245
 // 三 輪 武 弘 鳥取市美和147
 // 田 村 正 男 鳥取市馬場171-5
 // 霜 田 充 鳥取市宮長97
 // 西 尾 義 昭 鳥取市数津164
 // 山 下 貞 雄 鳥取市中大路127
 // 村 山 博 康 鳥取市雲山107-1
 // 福 田 均 鳥取市馬場312-2
 // 花 山 英 夫 鳥取市円通寺821-4
 監 事 間 屋 口 哲 雄 鳥取市国安88
 // 藤 岡 芳 満 鳥取市古市637

平成21年4月1日就任 任期4年

公 告

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から代表者を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月31日

鳥取県境港水産事務所長 松 澤 以 尚

公の施設の名 称	指定管理者の名 称	変更の内容			変更年月日
		変更事項	変更前	変更後	
鳥取県営境港 水産物地方卸	境港水産物市場 管理株式会社	指定管理者の代 表者の変更	代表取締役社長 加茂 明久	代表取締役社長 大谷 和三	平成21年6月 16日

売市場及び境 漁港				
--------------	--	--	--	--

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公告する。

平成21年7月31日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

1 期日及び場所

区 分	日 時	場 所	内 容
講 義	平成21年10月6日（火）及び同月7日（水）の午前9時から午後5時10分まで	鳥取市東町一丁目 271鳥取県警察本部 3階第7会議室	道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うために必要な技能及び知識に関する講義
修了考査	平成21年10月14日（水）午前9時30分から午後0時30分まで		講習事項の内容の理解を確認するための筆記試験（正誤式50問）

2 持参する物

印鑑（修了考査日のみ）、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

3 受講申込手続

(1) 受講申込書の交付等

鳥取県内の各警察署交通課において交付する。ただし、インターネットによる場合は、鳥取県警察ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/police/>）から入手することができる。

(2) 受講申込書の提出等

ア 提出先

鳥取県内の各警察署交通課

イ 提出方法

受講申込者が受講申込書（裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真をちょう付するものとする。）を持参すること。ただし、法人が受講申込者の受講申込書を取りまとめて一括して提出する場合は、当該受講申込者からの委任状を添えること。

ウ 受講手数料及びその納付方法

(ア) 受講手数料 19,000円

(イ) 納付方法

(ア)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受講申込書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、納付された受講手数料は、返還しない。

(3) 受講申込書の受付期間

平成21年8月11日（火）から同年9月10日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

4 その他

3の(3)の受付期間中であっても受講定員（50人）に達したときは、受講の申込みの受け付けを締め切る場合がある。

5 問合せ先

鳥取県警察本部交通部交通指導課

電話 0857-23-0110(代)